

平成29年度第1回  
札幌市景観審議会

会 議 録

日 時：平成29年6月23日（金）午前10時開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第四常任委員会会議室

## ■ もくじ ■

1	開会	3
2	挨拶	3
3	委員及び事務局の紹介	3
4	会長・副会長選出	4
5	景観アドバイス部会委員の指名	6
6	報告事項	8
	(1) 景観法等に基づく平成28年度の届出状況について	
	(2) 札幌市景観計画の周知について	
7	議事事項	16
	(1) 景観まちづくり指針について	
	① ロープウェイ入口電停周辺地区	
	② 西15丁目電停周辺地区	
	③ 定山溪地区	
8	閉会	34

平成29年度第1回札幌市景観審議会

- 1 日 時 平成29年6月23日（金）10時00分～12時15分
- 2 場 所 札幌市役所本庁舎 18階 第四常任委員会会議室
- 3 出席者 委 員：西山徳明会長はじめ14名（巻末参照）  
札幌市：まちづくり政策局都市計画担当局長  
まちづくり政策局都市計画部長  
まちづくり政策局都市計画部地域計画課長  
まちづくり政策局都市計画部地域計画課景観係長  
まちづくり政策局都市計画部地域計画課景観まちづくり担当係長
- 4 報告事項
  - （1）景観法等に基づく平成28年度の届出状況について
  - （2）札幌市景観計画の周知について
- 5 議事事項
  - （1）景観まちづくり指針について
    - ① ロープウェイ入口電停周辺地区
    - ② 西15丁目電停周辺地区
    - ③ 定山溪地区

## 1. 開 会

○事務局（地域計画課長） それでは、定刻となりました。

本日は、大変お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま委員15名中13名の方がお揃いでございます。札幌市景観条例施行規則第25条第3項の規定により審議会成立の定足数を満たしておりますので、ただいまから平成29年度第1回札幌市景観審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しております札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課長の二宮でございます。どうぞよろしくお願いたします。

## 2. 挨拶

○事務局（地域計画課長） 開会に当たりまして、札幌市まちづくり政策局都市計画担当局長の中田よりご挨拶を申し上げます。

○事務局（都市計画担当局長） おはようございます。

都市計画担当局長の中田でございます。

今年度第1回札幌市景観審議会の開催に当たりまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。

まず、委員の皆様におかれましては、景観審議会の委員としまして、景観行政にそれぞれのお立場から貴重なご意見をいただいておりますことに、心からお礼を申し上げます。

昨年度の景観審議会におきましては、主に札幌市都市景観条例の改正についてご審議をいただきました。その結果、昨年12月に条例改正を、そして、今年の2月には新たな景観計画を策定することができたところでございます。この新たな条例、計画に基づいた施策としまして、専門家の方々の関与による協議の制度である景観プレ・アドバイス制度を創設したところであります。また、地域ごとの景観まちづくりを支える景観まちづくり指針などを制度化したところであります。これらの施策の一つ一つを確実に展開し、今後へしっかりとつなげていくことが今後重要になってくると考えております。

引き続き景観審議会におきまして、皆様方からご意見を賜りながら取組を進めてまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、引き続きお力添えをいただきますようお願い申し上げます。私からの挨拶といたします。どうぞよろしくお願いたします。

## 3. 委員及び事務局の紹介

○事務局（地域計画課長） 次に、委員の委嘱につきましてご報告申し上げます。

濱田委員が退任されたことから、新たに委員を委嘱させていただいておりますので、ご紹介いたします。

石塚雅明委員でございます。

○石塚委員 石塚計画デザイン事務所の石塚です。どうぞよろしくお願いたします。

○事務局（地域計画課長） 次に、臨時委員の委嘱につきましてご報告させていただきます。

今年度から景観プレ・アドバイス制度を運用するに当たりまして、協議対象案件として土木工作物等の新設等へ対応できるよう、土木デザインの専門家として松田泰明委員を札幌市景観審議会の臨時委員として委嘱しております。

次に連絡事項ですが、片山委員につきましては、欠席する旨の、また、梅木委員につきましては、遅参する旨の連絡が入っております。

続きまして、当審議会の事務局を担当いたします札幌市まちづくり政策局都市計画部の関係職員から自己紹介をさせていただきます。

○事務局（都市計画部長） 都市計画部長の阿部でございます。今後とも、よろしくお願いいたします。

○事務局（景観係長） 景観係長の永井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 景観まちづくり担当係長の相澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（地域計画課長） 以下、担当職員が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで、大変申し訳ございませんが、担当局長の中田は、次の公務の都合から退席をさせていただきます。

〔都市計画担当局長は退席〕

○事務局（地域計画課長） お手元の資料を確認させていただきます。

本日、各委員のお席には配付資料1「会議次第」、配付資料2「座席表」、配付資料3「札幌市景観審議会委員名簿」、配付資料4「札幌市景観条例」、「札幌市景観条例施行規則」、報告資料1「景観法等に基づく平成28年度の届出状況について」、報告資料2「札幌市景観計画の周知について」、議事資料1としまして、「ロープウェイ入口電停周辺地区景観まちづくり指針（最終案）」、議事資料2「西15丁目電停周辺地区景観まちづくり指針（最終案）」、議事資料3「定山溪地区景観まちづくり指針（最終案）」、参考資料1としまして、「西15丁目電停周辺地区における意見募集の結果」、参考資料2としまして、「定山溪地区における意見募集の結果」、以上でございますが、不足のものなどございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

#### 4. 会長・副会長選出

○事務局（地域計画課長） それでは次に、会議次第4に移ります。

今回、会長の退任に伴いまして、新たに会長を選出する必要があるがございます。選出方法は、札幌市景観条例施行規則第24条1項の規定により会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定めることとなっております。候補者の立て方としましては、立候補あるいは推薦がございますが、皆様、ご意見はございませんでしょうか。

○岡本委員 副会長をされていましたが西山委員にお願いするのがいいかと思います。ご提案します。

○事務局（地域計画課長） 西山委員を推薦するご意見がありました。皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（地域計画課長） 賛成をいただきましたので、当審議会の会長に西山委員を選出することといたします。

次に、副会長を選出する必要がございますが、こちらも候補者の立て方としましては立候補あるいは推薦がございますが、ご意見はございませんでしょうか。

○西山会長 私も後でご挨拶をさせていただかなければいけないのですが、ぜひ、小澤委員に副会長として手助けをいただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（地域計画課長） それでは、賛成をいただきましたので、当審議会の副会長には、小澤委員を選出することといたします。ありがとうございます。

それでは、西山会長におかれましては、中央の席に移動をお願いしまして、改めてご挨拶を頂戴したいと存じます。

〔会長は所定の席に着く〕

○事務局（地域計画課長） また、これ以降の進行につきましては西山会長にお願いいたしますが、その後の場内での写真撮影はご遠慮いただきますようお願いいたします。

また、本日の審議会について、個人に関する情報など非公開情報を除き、会議の議題、出席者氏名、発言者等を記載しました議事録を作成し公表いたしますので、ご了承ください。

それでは、西山会長、よろしく願いいたします。

○西山会長 ただいま、ご推薦をいただきまして、また、皆様にご了解をいただきまして、大変至らないのですが、濱田会長のもとで副会長を仰せつかっておりましたので、残任期間の今年1年間に関しましては、私のほうで務めさせていただきたいと思いますので、私は皆様のご協力がないと全く務まりませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

まさにと言いますか、ここにおられる方々は、本当に札幌市のことを隅から隅までご存知で、しかも、思いをもっておられる方々が委員として集われておられて、毎回の審議も非常に内容のあるというか、重要なことが微に入り細にわたって議論されてきているというふうに思います。

私は、まだ札幌に来て7年しかたっていない新参者ですので、本来であればもっと地域のことに本当にお詳しい皆様の中から会長を選任いただきたいところですが、先ほども申し上げたように濱田会長を支える副会長という形でおりました関係から今年1年だけはこのことでもよろしくお願いいたします。

私の専門は都市計画あるいは景観管理、景観マネジメントではありますが、皆様のお力

添えが不可欠となりますので、進行に関しましてはご協力を今後ともよろしく願いいたします。

○事務局（地域計画課長） 続きまして、副会長の小澤委員からもご挨拶を頂戴したいと思います。

○小澤副会長 小澤でございます。

今年1年、副会長を務めさせていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

西山会長をサポートしつつ審議会が有意義なものになるよう努めてまいりたいと思いますので、何とぞ、よろしくお願いいたします。

○西山会長 どうもありがとうございました。

#### 5. 景観アドバイス部会委員の指名

○西山会長 それでは次に、会議次第5の景観アドバイス部会委員の指名に移らせていただきます。

部会の委員につきましては、札幌市景観条例施行規則第26条第1項の規定により会長から指名させていただくことになっております。

まずは、事務局から景観アドバイス部会を設置する趣旨を含めて、改めましてご説明をいただいて、それを受けて指名に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（景観係長） それでは、私から、アドバイス部会についてご説明したいと思います。

景観アドバイス部会は、景観法に基づく建築物等の届出制度の中でも、特に景観上重要な建築物等を対象にして景観審議会の関与による事前協議を行うため、札幌市景観条例第45条第5項の規定に基づいて設けられているものです。

その委員の選出方法ですが、条例の施行規則第26条第1項により、会長の指名する委員をもって組織する、また、この場合において臨時委員は部会に属する委員の総数の半数を超えないものとする事とされております。審議会から選任する部会委員につきましては、僭越ではありますが、今お配りさせていただきました事務局の考えを申し上げますと、専門家からのアドバイスとして学識経験者を有する方を基本にすることが望ましいと考えておりますので、各委員の専門分野を考慮して、都市計画を専門とされる岡本浩一委員、建築史、建築意匠を専門とされる小澤丈夫委員、ランドスケープを専門とされる斉藤浩二委員、景観、都市計画、観光を専門とされる西山徳明委員、広告物を専門とされる渡部純子委員、土木デザインを専門とされる松田泰明委員の6名を候補として提案させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○西山会長 事務局の考えをご提示いただきました。

ご説明の内容にありましたように、それぞれの専門性を考慮して、プレ・アドバイス、アドバイス部会は非常に盛んにこれから出てくるとされる新たな建設事業等に対して機敏に対応していけるし、今回、新しくつくった景観条例を社会に対してアクティブに働き

かけていくという非常に重要なものになると思います。これは部会の方には、大変お手数やいろいろご苦勞をおかけすることになるかと思いますが、今の事務局案は妥当ではないだろうかと私としては思いますので、私からこの名簿の皆様を指名候補として挙げたいと思います。

もし、皆様のご了解がいただければ、そのように進めさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○沼田委員 ちょっと異議があります。

前回、私から白石の地域の活性化等について意見を求められたときに、市民の中から勇退された技術士の方等を入れられたらどうですかと申し上げたのですが、そのことについてはどのようになったのでしょうか。

専門の委員はもともと審議会の委員とダブっていますので、それはそれで専門の方がいらっしゃるということがわかったのですが、地域の代表というか、市民レベルの委員をなぜそこに入れていないのか。事業計画と市民との橋渡しをやってきた専門の方も地域にはいらっしゃると思うのです。そういう方を入れてこそ、やはり審議会の活性化がなされるのではないかと思い、先般、意見を述べたところです。

○西山会長 私もそれにつきましては、事前に事務局とお話ししておりますが、もしよろしかったら少し説明をいただけますか。

○事務局（景観係長） 昨年度の沼田委員からのご意見は承知しておりますし、当時、西山委員からも市民委員を入れてはどうかというご意見を頂戴しております。

ただ、今の段階でこの制度のスタートとして、まずは我々の考えとして専門の委員を選定して、行く行く制度を運用し始めて、やり方等がこなれてきて、方向性としてこうあったほうがいいのかということが出てくると思いますので、そこは、その都度考えていきたいと思います。まずは、今、提示させていただいた委員の中でスタートさせていただきたいと思います。

○沼田委員 特に異議はありませんが、一言、市民に向けて発信していただければということだけです。委員名簿の案はよろしいかと思います。

○西山会長 沼田委員、どうもありがとうございます。

まさに私が前回発言したことで、私も事務局に何とかすべきではないかという話もあったのですが、何せアドバイス部会は初めてのことでありますし、施主さんはいろいろな方が出てくる中で、まずは専門家の方々に始めようということに話として至りましたが、決してそれがもうこれでいくのだということではなくて、今、事務局からありましたように、常にその視点を忘れずに、私も必ず忘れずに、都度、考えていきたいと思いますので、今回に関しましては、この委員名簿の方にアドバイス部会を務めていただくということによるのでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○西山会長 それでは、皆さん、ご異議なしということですので、4名の委員と会長の私、

そして臨時委員の松田委員の6名でスタートさせていただきたいと思っておりますので、皆様、また、引き続きよろしくお願いいたします。

## 6. 報告事項

○西山会長 報告事項に移ります。

報告事項1、景観法等に基づく平成28年度の届出状況についてです。

事務局からお願いいたします。

○事務局（景観係長） 引き続き、私から、報告資料1に基づいて説明させていただきたいと思っております。

A4判横の資料で表裏合わせて3ページのものになっております。

報告資料1、平成28年度届出件数を表にしたものであります。表の左側が平成28年度、昨年度の件数です。参考として右側に27年度の表を整理してあります。

左側の表ですが、小豆色の景観計画区域という色塗りをしているところが、全市的な届出対象として制度を利用しているところで届け出てきた件数となっております。青色が景観計画重点区域ということで、都心部の札幌駅の南口、北口、駅前通の北街区、大通公園の4地区において出てきている届出です。数字の右脇に括弧書きで数字を入れておりますが、例えば建築物の85件のうちの10件が公共建築物系で出てきているものの数字となりますので、内数としてご覧になっていただければと思います。

景観計画区域については、建築物85件、工作物9件、トータル94件、そのほか変更届が56件出ている状況です。重点区域については、建築物1件、工作物15件、建築物等の除却1件、広告物の掲出2件、トータル19件、変更届が2件となっております。平成28年度全体としては計画変更を除いた数字として113件となっております。

下の棒グラフの表で見ますと、概ね例年どおりという届出件数の出方をしております。

続きまして、裏を見ていただきますと、こちらの届出件数の内訳となっております。左側の小豆色が景観計画区域、右側が重点区域となっております。特徴を幾つか挙げさせていただきます。新築56件のうち共同住宅が38件で、半数以上を共同住宅が占めている状況にあります。また、共同住宅は、既存の建物の外壁改修が多く行われていることもあり、色彩変更等が9件となっております。学校等で5件程度出ておりますが、こちらは、もともと1万平米を超えて届出対象となっていた施設に対して小規模な増築でも届出対象となっておりますので、その辺の件数が多く表われてきているということです。なお、この辺につきましては、今年度、届出制度の対象を整理した中では、小規模な増築が届出対象から外れたこともあり、多少この数字は今年度以降、動いていくのかなと考察しているところであります。また、昨年度はホテルが5件ということで、用途的には件数が多くなっておるところであります。

下の工作物の表に移りまして、景観計画区域の4件という色彩変更ですが、こちらは橋

梁の主桁の塗りかえ等が多くあり、その件数が出てきているところです。また、重点区域の13件ですが、RC柱、鉄柱等という工作物ですけれども、携帯電話のアンテナ、基地局なりが、やはり都心部で多く設置されている状況になります。

内訳については以上となります。

最後のページには、届出協議の事例、代表的なところで2件を例示させていただいております。

①が北4東6周辺地区第一種市街地再開発事業ということで協議したものです。

中央体育館の建て替えを含めて、大きな街区で開発が行われておりまして、全体街区としては統一感をもって、特に開口部分、床の仕上げ等、統一感を持ったもので協議させていただいているのと、高層となりますので、高層部につきましては、高明度、低彩度という色彩計画を我々と協議しながら行ってきたものであります。

②の北24条大橋新設工事ですが、こちらは平成24年に一旦事前協議を終了していたのですが、工事の着手が遅れたことに伴い、再度、昨年度、事前協議と届出というのを行った実績であります。その中で、景観アドバイザー制度を活用しということを書いておりますが、こちらは平成23年当時に景観アドバイザー制度を活用して色彩検討を行って、シンボリックな橋という整理ではなく、周囲に溶け込む形での橋の色彩検討ということで整理したものであります。

報告としては以上となります。

○西山会長 どうもありがとうございました。

今ご説明をいただいた中で、特に2ページ目の景観計画区域の学校の件数が多いのだけれども、これは大規模な1万平米を超えるものではなくて、超えるものに付随する小さなものについてもこれまでは届出対象となっていた。けれども、今年度からルールを変えて、そのようなものに関しては、届出は必要なしとしたという今回の景観計画の改定に伴う今後の数字の移りは減っていくだろうということだと思えます。そのことが一つ説明されましたが、それは例えばまだスタートしたところですが、景観計画書のなかで届出行為のどこにあるか、今、教えていただけますか。どこが変わったのかです。

今日、札幌市景観計画を配っていましたか。

○事務局（景観係長） 本書をお配りしたところです。

○西山会長 何かわかりますか。

○事務局（景観係長） 計画書の68ページの1-1に、届出対象行為ということで①と書いてありますが、4段目以降の括弧書きで、「ただし、増築にあっては増築部分のみが届出対象規模に該当しないものは届出不要」とあります。

○西山会長 これが書き加えられたことによってルールが変わったということですね。

○事務局（景観係長） 具体的に条文にもその趣旨で落とし込んでおります。

○西山会長 景観計画は、基本的に許認可ではなく、届出によって全て案件を把握していて、必要な者にアドバイスをしていく形になっていますので、そこの届出行為が変わると

いうことは対象も変わるということで非常に重要です。ただ、今回は無用なというか、小さなものでも大きなものにくっついているだけでということのを避けるということが、今回、こういう形で景観計画に反映されているということの一つの練習という意味でこの本をこれからの審議にも使っていただけたらと思います。

私からのもう一つの質問は、最後のページの平成28年度の写真が入っているアドバイザー制度を活用し検討ということです。このアドバイザー制度と今回のアドバイス部会の違いについてご説明ください。

○事務局（景観係長） こちらに書いてある札幌市景観アドバイザー制度と申しますのは、今、改定する前の条例から制定されている制度で、個別に景観的なアドバイスが欲しいという要望に応じて、それに見合う委員を選定し、その都度、委員となっていただいてアドバイスをしていただく、通常の届出行為の中でフレキシブルに行っていくアドバイザー制度となっております。

○西山会長 今、委員という言葉は、ここにおられる委員という意味ですか。それとも、もっと別の方も含めてですか。

○事務局（景観係長） 現委員に限らず、その都度選定させていただいて、委員になっていただくということです。

○西山会長 施主さん側からすると、よりいいものをつくりたいからアドバイスを欲しいと、それから、どういうことがやってよくて、悪いのかということを理解して確実に事業を進めたいからアドバイスを欲しい、というそんなイメージですか。

○事務局（景観係長） 景観計画本書の47ページの右下の欄に、その他の取り組みを支える制度として解説させていただいております。

○西山会長 ということは、プレ・アドバイスとは別に今後も運用していくということですか。

○事務局（景観係長） はい。これは条例上規定されているので、別な制度として運用することになります。

○西山会長 プレ・アドバイスというのは、施主側からしたときには義務になるわけですね。ある規模以上とか、ある要件を満たすものは必ずプレ・アドバイスにかけなければならないということですね。

○事務局（景観係長） 規模、対象が決まっているので、そういうことになります。

○西山会長 それに対して、アドバイザー制度は今ご説明をいただいたものであって、併存しているということですね。

○事務局（景観係長） はい。

○西山会長 私ばかり聞いて申し訳ありませんでした。

ほかに委員の皆様からご質問等はございませんか。

○岡本委員 今の資料の最後のページの①、北4東6周辺地区のこのパースは、協議後に反映された結果としてのパースになっていると理解していいのですか。

○事務局（景観係長） このパースで最後の協議を終えているところです。

○岡本委員 わかりました。

○西山会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○西山会長 それでは、続きまして、報告事項２、札幌市景観計画の周知について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（景観係長） 引き続き、私から、報告資料２に基づいてご報告いたします。

札幌市景観計画の周知について結果概要です。

昨年度の第４回の審議会において、景観計画策定後、２月以降３月まで、それから４月以降を含めて、このような周知をやっていきますということをお話しさせていただいた結果として、今、表にした内容で周知をしているところでもあります。説明会について、事業者に対しては計３回、２月２７、２８日、３月２９日にかけて説明会を行ったところです。メディア系での周知ですが、「さっぽろ散歩」というＳＴＶラジオの中の一コーナーにおいて配信させていただきました。また、報道関係者への情報提供ですが、一番最初の事業者の説明会の直前のタイミングと、その後、年度末の運用開始直前の２度にわたって報道機関に投げ込んでおります。報道機関は、初回の説明会には来ていただいておりますし、運用後、新聞記者の取材等もあったところでもあります。広報誌、広報さっぽろの４月号に掲載しております。札幌市のホームページに今段階もずっと掲載しておりますが、４月１日から掲載しているところでもあります。

ポスター関係での周知ですが、下の写真にありますような地下鉄の車両、南北線の全線に４月１日から１カ月間、掲載しておりました。また、各まちづくりセンターにもポスターの掲示等をさせていただいております。最後に、デジタルサイネージ系の掲載ですが、左下にありますような形でチ・カ・ホに関してデジタルサイネージを５月１３日から６月１３日という形で掲示して周知を図ってきたところでもあります。

報告としては以上でございます。

なお、説明会の事業者の一番上で３回、最後に３月２９日と書いてありますが、こちらは３月３日の間違いでした。訂正させていただきます。

○西山会長 それでは、今の周知につきまして、ご質問、ご意見等はございますか。

○岡本委員 さまざまなメディアを使って周知を図ったというのはすごくいいことだと思うのですが、結果と書かれているので、例えば、説明会の事業者のところだと累計で何企業が参加されたのか、報道機関への情報提供であれば、その翌日等に新聞などに掲載されたのかどうか、ホームページであれば、運用開始にあわせて掲載を開始されたということですが、これは仕組みにもよりますが、そのページにカウンターのようなものがついているのであれば、どのくらい訪れているのかという数字まで出てきたほうが説得力があると思います。

○事務局（景観係長） そこまでの表示をしていなくて申し訳ありませんが、押さえてい

る範囲で申し上げます。事業者説明会、各業界の19団体に開催前に周知を図った結果として、2月27日には設計事務所、ゼネコン、不動産関係者を中心に約30名、2月28日には同じようなバランスで28名、また、3月3日は39名ということでトータル97名の参加をいただいております。

また、質問がありました報道機関係の結果どこかに出たのかということですが、4月21日の北海道新聞に、「景観保護策、市が強化」というタイトルのもと、簡単に制度概要を載せていただいております。

○西山会長 その説明会の質問で気になったものはありませんでしたか。

○事務局（地域計画課長） 新たな制度について説明いたしましたので、プレ・アドバイスの制度や新たに組み込む内容について質問がありましたが、概ね理解は得られて、新しい制度のスタートを切っているのではないかと思います。

○西山会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

○斉藤委員 そのことについて、広報にも載って、新聞にも載っていましたね。市民から、あるいは関係のところからの何か反響はなかったですか。

○事務局（景観係長） 事業者、設計事務所から制度の照会等は日々、電話等でございます。

○斉藤委員 新聞のニュアンスはかなり規制強化という記事だったと思うのです。

○事務局（景観係長） それに対する市民からの電話は特段ありませんでした。

○斉藤委員 決して規制強化ではないということが伝わればいいのになと思います。

○西山会長 そういう意味では、見出しがそうだったのは残念ですね。しかし、幸い、それに対する反論的なものはなかったということですね。

○沼田委員 市民レベルから申しますと、条例のポスターは制度が適用されるということから、自分とは離れたところの世界という意識が先行します。どういう手法で周知させるかについては、行政のほうでいろいろ考えて、上流側の情報が流れてきます。しかし、下流側からの意見をどのようにフィードバックさせるかについてビジョンが示されていません。ですから、まちがどんなふうになるのか、自分たちの役割は何なのかといった、市民の役割についてもさし示していただければと思います。また周知方法については、周知後の反響を確認する手法も含めて、委員、専門のアドバイザーの方の意見をいただきながら、どういうスパンでどういう時期に何をしていくかということを示していただくのも効果があるのではないかと思います。

○西山会長 ありがとうございます。

確かに、この後、議事1、2、3で入る細かな地区ごとの計画を進めていくというのが今回の条例改正の目的でもあります。おっしゃったようにポスターには条例が変わるという話で雲の上の話のように市民に捉えられがちです。実際にやろうとしている次元のことがどうも市民にうまく伝わっていないのだろうということですね。その辺をもっと戦略

的に、意図的にやるべきではないかということです。

それは、私ももっともだと思いますし、一方でこの後に議論するようなことを着実にやっていって、それを周知していくということで、いい事例をつくり出して、それを市民に体感していただくことで周知するというのと両方あると思うのですが、これに関して、もし今の時点で何かあればお願いします。

○事務局（景観係長） 今おっしゃられたことは、事業者向けの一方、一般市民向けには周知が不足しているのではないかと思います。4月以降、これ以降も何らかの形で周知していかなければいけないと我々も思っております。引き続きデジタルサイネージ、地下歩行空間のあのような場所は何らかの形で使って周知できると思っておりますので、少しでも一般向けの周知を含めて引き続きやっていきたいと考えております。

○小澤副会長 これは言葉の使い方の問題ではないかと思えます。例えば、景観をよくしていくための新しい仕組みができましたという言い方にすると皆さんはもっと受け入れやすいと思えます。役所といいますか、条例や計画という言葉を使いがちですが、仕組みができて、受けとめて考える場ができたのだ、それを市民の方と共有できるものにこれからますますしていきたいということです。そういうメッセージ性のある言葉を心がけたほうがいいのではないかと思います。

○田中委員 せっかく、プレ・アドバイス制度ができて、例えば工事などをしているところで、よくフェンスがありますが、そこで建築計画の細かい看板が出ていて、その横にポスターのような感じで、プレ・アドバイス制度でこの建物は景観に配慮していますと。例えば、時計台のキャラクターがしゃべっているような看板を出して、通る人は何ができるのかなと結構興味があって、そういうのをよく見るのですが、その横に、都市計画というのはこういう条例があって、プレ・アドバイス制度があって、ここの建物は景観に配慮しているのだなど何となく見られたら、まちの人の記憶に残るのではないかと思います。

○西山会長 ありがとうございます。

今、小澤副会長と田中委員がおっしゃったことと両面あると思うのですが、小澤副会長がおっしゃったように、もっと使いこなしてほしいということです。せっかく仕組みをつくったのだから使わないと損ですとまでは言いませんが、使えるのですと。新聞の記事が残念なのは、景観というのは、規制するものだ、規制するのが景観条例とか景観計画なのだと思われるのは、本当に本意ではないです。我々はそれを議論してきたということと、その誤解が生じつつあるのであれば、まさに意図的にその辺のアピールの仕方とか、言葉の使い方を変えていきたいと思いますというのが努力できることだと思います。そういう意味ですね。

○小澤副会長 そうです。

○西山会長 また、田中委員から言っていたのは、逆に普通の一市民からすると、どんどんかいプロジェクトで大きな建物が建つただけけれども、何か民間が勝手に自分たちのまちの中に建てているのではないかと思う中で、そうではなく、札幌市役所や専門家

のきちんとした場を設けて、考えながらやっているということ、そうなのかと、条例というのは規制するだけではなくて、いいものをつくるために役に立つということ、きちんとして周知するということですね。そうすると、それを見た市民はもとより、次にやろうと思っている業者の人に対しても啓発になりますね。ですから、今の両委員の意見は、方向性は違うところがありますが、どちらも今は十分にできていなくて残念なところで、特に田中委員のご意見はまた具体的なものがないかということです。キャラクターに活躍してもらおうということもありますので、ぜひこの辺は検討していきたいと思います。

○梅木委員　こういうポスターをつくるときに、どなたかデザインされたと思うのですが、デザインの力を借りて、かたい感じではなく、デザインの力は人にアピールするものがあるので、どうせポスターをつくるなら、がつつと心をつかむようなものにされたらいいと思います。

○西山会長　そういうポスターをつくるのか、工事のフェンスに貼るということは、さほど難しいことではないのですか。

○事務局（景観係長）　そうですね。予算の関係もあるのですが、その辺はやりくりのきくところなのかもしれません。

○西山会長　それこそ、デザインにもお金がかかるとは思いますが、今いただいたような、その意義ですね。それは重要なことだと思います。条例を変えて計画をつくるのは大変だったけれども、できたからといってほっとしていただかぬので、貴重なご意見を幾つかいただいたものをぜひ反映していただきたいと思います。

○石井委員　今、いろいろな意見が出まして、市民レベルからお願いしたいことがあります。デジタルサイネージは、街の中だけだと思いますが、街で働いている人は忙し過ぎて、こういうものを余り見ていないと思います。私は、今年の4月に町内会の総会があり、自分が景観審議会委員を始めたので、まちの景観に配慮しましょうという提案をしたら、誰もそういうことが理解できず、それって一体何をするのかという程度のレベルです。今、団塊の世代の人たちがどんどん普通の生活に戻ってきているのですが、こういう人たちを少し啓発してまちづくりをしてほしいと思っています。また、町内会の役員を引き受ける段階でアレルギーになってしまっている人がたくさんおられます。そういう人を活用するような今のポスターもそうですし、メディアも町内会レベルにも理解できるような話し合いをすれば、もっとまちづくりも活発化すると思います。私は、そのおじさん達に必ずひとこと言うのですが、「この地域の景観を良くして、資産価値を高めれば、皆さんのマンションが高く売れるのですよ」という落としどころで話をしていますが、そのような取組もしていただけたらいいかと思っています。

○西山会長　ありがとうございます。

最後の殺し文句は非常に重要です。本当ですからね。なかなか景観はお金にならないとみんなついつい言うけれども、実はちゃんとなるという重要な口説き文句だと思います。

○沼田委員　札幌市の方にお聞きしたいのですが、新規に建物を改築なり、札幌地区に建

てる場合の規制は大体わかったのですが、建築を開始して、フェンスなどの囲いがありますね。これは規制の中に入るのですか。

○事務局（景観係長） 規制の対象にはなっておりません。

○沼田委員 今いろいろご意見を聞いた中で、特に最近印象深かったのは、道庁の前ところに大同生命ビルの改修工事の大規模フェンスは、従来のデザインとは異なり、かなり都市景観に配慮した囲いにしています。こうした事例では、事業主が景観に配慮していることをまちにアピールする効果が顕在しています。先ほど田中委員も言われたように、まち全体がどのように変わっていくかを、行政が提示するポスターだけではなく、事業主の方も率先してアピールいただけるような仕組みづくりが重要となるのではないのでしょうか。例えばまちづくりセンターと連合町内会とか、そういったところをうまく使う方法もあるかと思います。お祭り、YOSAKOIもそうですが、その他いろいろなイベントもごございます。そこに参加する人たちが都市景観の部分でひとりひとりが貢献しているのだという意識を個人が持てるようなまちづくり、お祭りづくり、そういうものとコラボレーションする仕組みを都市景観計画の一環として、やっていただきたいのです。そうすることで、徐々に市民に周知・浸透されていくのではないかと思います。

○事務局（景観係長） 今、沼田委員がおっしゃったように、工事中の仮囲いでもいいものがあるのではないかと。そういうものは規制ではないのだけれども、市民の活動もそうですが、景観計画の4本柱の一つとして普及啓発を見直して再度整理していますので、逆にそういうところの仕組みで、こんなにもいいものがあるのだということをうまくPRできればと思います。今はない都市景観賞の制度の中で表彰したということが過去に行われていましたので、そういうことも普及啓発の中に含めて全体に周知が図られていけばいいと思いますので、その辺を考えていきたいと思っています。

○西山会長 ありがとうございます。

囲いの問題は、個別に意識して見ていないのですが、ビルの表面の改修のために囲いをかけているということですね。色を変えるのか、タイルを変えるのかわかりませんが、そういうのは規模によっては届出で上がってくるのですね。

○事務局（景観係長） そうですね。

○西山会長 上がってきたものに対しては、まず1回は話をする機会はあるわけですね。我々に全く関係なく勝手に始めるということはないことはあると思うのです。ただ、全国の条例でそうですが、仮設に関しては届出対象としないというのが一般的で、これをやり出すと大変なことにもなるということもあります。ですから、今日と基本的に同じポイントだと思うのですが、網の目を張って規制するという考え方と、そうではなくて、いいものをきちんと啓発してみんなに競ってもらい、その気になってもらうということですね。仮設のものに対しても景観の配慮をすると企業イメージがよくなるという好事例をいかにうまくいいタイミングで提示して行って、こんないい取り組みをやっていますと言われたら、それを市民が意識して見るようになる。そうすると、その企業、ビルの持ち主はいい

影響を受けるから、ほかもやるときに恥ずかしくないようにしようとか、よりよくしようとなるのです。

景観行政というのは、常にその両面があるのです。今のご意見はそういう意味で、別に仮設を届出にするという方向に進むのではなくてやるということです。ただ、景観賞はないので、使える制度がたった今はないので、今後の審議会の課題として、今期から議論していくべきことかと思います。議事録にとどめておいていただければと思います。

## 7. 議事事項

○西山会長 続きまして、議事事項です。

今回は、景観まちづくり指針についてということで、3地区が挙がっております。

まず、事務局よりご説明をお願いします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 景観まちづくり担当係長の相澤でございます。

私から、本日の議事事項、景観まちづくり指針につきまして、①ロープウェイ入口電停周辺地区、②西15丁目電停周辺地区、③定山溪地区、この3地区につきまして、まとめてご説明させていただきます。

まず、景観まちづくり指針につきまして簡単に説明させていただきます。

札幌市では、平成22年3月に、都市景観審議会から今後の景観行政のあり方についての提言の中で、地域活動の支援や、まちづくり意識の醸成を図りまして、地域ごとの特徴のある景観まちづくりを推進していく必要性についてご提言をいただいております。そのため、まず、モデル地区としまして、路面電車のループ化をきっかけとしました電車沿線の魅力づくりの一環として、ロープウェイ入口電停周辺地区と西15丁目電停周辺地区を対象に平成25年度から地域の方々と景観づくりについて意見交換をしながら取り組んできたものです。

三つ目の定山溪地区景観まちづくり指針については、札幌市の観光部局で平成27年3月に策定しました定山溪観光魅力アップ構想がございまして、定山溪の目指す将来像の実現に向けて温泉街らしさや、にぎわいづくりといったことと、その方向性として、美しい都市型温泉観光地としての景観形成を掲げております。その主な取組として、景観の魅力を高める指針を策定することが位置づけられておりまして、それを受けて、この指針の策定に向けて札幌市の観光部局と定山溪の連合町内会と宿泊施設などの事業者の方々とか学識経験者の方々などで構成される定山溪観光魅力アップ検討会議を開催し、その中でこの指針について意見交換を行うなどしまして、地域の方々と協働で内容を固めていったものになります。

この景観まちづくり指針についてですが、①のロープウェイ入口電停周辺地区につきましては、平成28年3月に地域との意見交換を経て、一旦、案の確定したものになります。昨年、平成28年の第1回景観審議会において報告案件としてご説明したのものになります。

②の西15丁目電停周辺地区景観まちづくり指針と、③の定山溪地区景観まちづくり指

針につきましては、第5回目の景観審議会において素案について報告をさせていただき、その後、地域にお住まいの方からの意見募集結果や、審議会でもいただきました意見を反映させた後、地域との意見交換を経て3月に案が確定したものになります。

本日は、これら三つの指針につきまして、景観条例に基づいた意見聴取ということで説明させていただきたいと思います。

お手元の議事資料1から3までですが、事務局側で新たな景観計画や条例との整合性を図るために変更した部分を黄色のマーカーで、審議会からのご意見や地域の方々からの意見募集結果を反映した部分については緑色のマーカーで色づけしております。

参考資料1の西15丁目電停周辺地区における意見募集結果と参考資料2の定山溪地区における意見募集の結果につきましては、昨年度の5回目の審議会の時点でお渡しできておりませんでしたので、本日お配りしたものになります。

それでは、①のロープウェイ入口電停周辺地区景観まちづくり指針についてご説明したいと思います。

議事資料1を1枚めくっていただきまして、目次になります。こちらは指針の構成ですが、1、指針の目的と位置付け、2、指針の対象区域、3、目標・方針、4、景観形成の基準、5、届出の手続、6、この指針の一番の特徴であります、みんなで取り組む景観まちづくり活動という構成になっております。指針の内容についてですが、昨年度、一度ご報告をさせていただいておりますので、変更になった部分を重点的にご説明していきたいと思います。

1枚めくっていただきます。

2ページ目、策定までの経緯と位置付け、経緯の表についてでございます。赤枠で囲ってありますとおり、平成28年3月31日に指針案が一旦確定し、本日6月23日が審議会への意見聴取となっております。この後、所定の手続を経まして、条例に基づく景観まちづくり指針として策定、告示となります。

②の位置付けについてですが、条例を改正したことにより、指針の見直しについて、条例の中で位置付けられましたので、黄色のマーカーを引いてあるとおり表現を変更しております。ここで指針の内容を見直すことができますとしておりますのは、この指針は地域の方々和市が協働でつくってきたものですので、指針の見直しについても、まずは地域の方々からの発意とか意見によって見直しを行っていくこととなるため、指針を見直すことができますという表現にしております。

次に1枚めくっていただきまして、この指針の対象区域についてです。

区域の変更は行っておりません。対象区域につきましては、山鼻第12町内会と山鼻第18町内会を一旦はこの指針の適用範囲と設定し、景観まちづくり推進区域としており、その中でも地域の方々魅力的な景観の形成を進める上で重要であると感じている部分を景観誘導区域としております。景観まちづくり推進区域と景観誘導区域につきましては、それぞれ景観形成の基準を設けておりまして、この中で景観誘導区域につきましては、一

定規模以上の建築物の建築などを行う場合は市に届出をしていただくことになります。

続きまして1枚めくっていただきまして、方針、さらにもう1枚めくっていただきまして、景観形成の基準になります。こちらのページにつきましても、特に変更はございません。

この景観形成の基準についてですが、7ページ目の解説にありますとおり、青色の部分が景観まちづくり推進区域内の基準となり、目標・方針を地域住民等と共有し、取り組みを段階的に進めていくための基準を示しております。オレンジ色のほうが、景観誘導区域の基準となっており、積極的に良好な景観形成を誘導するための基準となっております。景観誘導区域で一定規模以上の建築行為を行う場合は、まずは全市の景観形成の基準に適合した上で、この景観まちづくり推進区域内の基準と景観誘導区域内の基準に適合する必要があります。

次に、8ページ目から、それぞれ項目ごとに景観形成の基準を記載しております。

大きく分けてみどり、建築物・工作物、夜間景観、広告物等という四つの項目に分けて基準を記載しております。

この中で意見を反映した部分としまして、12ページ目の(3)夜間景観のところですが、基準としまして、一旦は屋外照明を設けて夜間景観を創出しましょうと記載しておりましたが、照明を設置しても点灯しなければ意味がないというご指摘と、ずっとつけておくのは省エネの観点からも難しい点があるというご指摘をこの審議会でもいただいておりますので、まずは点灯するようにしましょうとした上で、解説で人が多く歩く時間帯は点灯するようにしましょうということを書かせていただいております。

次に、13ページの広告物等に関する事項についてです。前回5回目の審議会の際に、このロープウェイ地区ではないのですが、広告物の色彩に関して調和という観点と、広告物を設置する背景の色彩にも配慮して、配色という観点も重要であるというご指摘をいただいておりますので、14ページにその旨を追加しております。

さらに1枚めくっていただきまして、16ページの届出の手續についてでございます。

こちらの内容につきましても、前回から変更はございません。先ほどご説明しましたように、3ページ目に記載のありました景観誘導区域内において、高さが10メートルを超える建築物の新築、増築などを行う場合、表示面積が10平方メートルを超える広告物の掲出等を行う場合は、市に届出をしていただき、指針の内容を踏まえたものであるかどうか、届出者と市が協議を行うこととなります。

1枚めくっていただきまして、(3)の公共事業についてですが、前回、この公共事業については、この方針を踏まえると記載しておりましたが、この指針を検討するに当たって関係部署などと調整を図ってききましたので、もう一步、踏み込んだ記載として、この指針を踏まえるとしております。

次に、(5)の経過措置についてですが、景観誘導区域内で建築行為を行う場合は、その行為に着手する30日前に届出をしていただくことになるため、一旦はこの指針が適用

されてから30日以内に行為に着手する場合には届出は必要ないという経過措置を設けております。

最後に18ページになります。

みんなで取り組む景観まちづくり活動についてです。

本市の景観まちづくり指針の中で最も大事なところでして、条例でもこの活動については指針に定めると記載しております。地域の方々との意見交換とかアンケート結果をもとに今後取り組んでいく活動について、その一例を記載したものになります。まずは、こういった活動を地域の方々にしていただいて、景観についてもっと知っていただき、さらに地域住民が一体となって主体的に取り組むことで、この指針に記載している目標や方針に近づいていくのではないかと、さらにまちの魅力向上につながっていくのではないかと考えております。

議事資料1、ロープウェイ入口電停周辺地区景観まちづくり指針については、以上となります。

○西山会長 ここで一度切らせていただきます。

今回、計画書の本書を使いたいのですが、57ページの内容の具体例と考えるといいですね。確認していただいていいですか。それとも、もう少し前に触れているところがありますか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 54ページから始まっています。

○西山会長 この辺に書かれていることに基づいて、この枠組みに従って個々の事例が進んでいるということです。

これは、あとの二つとは違って、既にここで一度説明をいただいて、意見をいただいて、それが反映されています。あとの二つと段階が少し違うことは理解した上で、私が見た限りでは、前回の議論が修正に反映されていると思いますが、委員の方々でお気づきの点などがございましたら、よろしくお願いたします。

○梅木委員 6番が一番大事だと先ほどおっしゃっていたのですが、みんなで取り組む景観まちづくり活動というのは、スタートしているのですか。花植え活動とか冬ならではの景観づくりとか1から7までありますが、これはもうスタートしているのですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） ロープウェイ入口電停周辺地区につきましては、地域の方々が自発的に花植え活動等をされているところもありますし、昨年度の2月に冬のイベントの開催として、雪あかりの路というものをこの指針に基づいて行っております。

○西山会長 この指針自体はまだ施行されていないのですね。

○事務局（景観まちづくり担当係長） はい。

○西山会長 今、事務局から説明があったのは、それとは関係なく従前から活動があるものも盛り込まれているということですね。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 説明が不足していましたが、皆さんがこれからやっていきたいと思うような活動と既にやっている活動を一緒に並べております。昨

年度は、この指針が一旦は案としてできた中で、地域の方々がこういった活動もやっていきたいというお話がありましたので、市としてもご協力をさせていただきたいということです。

○西山会長 ほかにいかがでしょうか。

○斉藤委員 ここは、大分前から話し合いをしてきていますので、それなりの蓄積があるのだと思うのですが、このような形になって、景観まちづくり団体なるものができそうな感じがしますか。二つの町内会をベースにしてきて、その中で特に景観まちづくりということでいろいろやってきて、プロパーの団体的なグループができるといいと思うのですが、もう少し具体的に展開していけると思うのですけれども、その辺の見通しというか、現状はどのような状態でしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 景観まちづくり団体というところで言うと、これから地域の方々にこの指針が策定になった後に、まず、できましたということをご報告させていただいた上で、この団体があるというご説明をしていきたいと思っております。

ただ、この指針を策定するに当たって、毎回、ワークショップを開きまして30人ぐらいの方々に出席していただいておりますので、地域としては景観の取り組みに非常に前向きなところですから、これからの話し合い次第だと思っておりますが、市としてもなるべくそういう方向性で動いていきたいと考えております。

○斉藤委員 モデル地域として選んでやってきたことが成果に結びつくので、ぜひそうなってくれるといいなと思います。ほかの地域がそれを見て、こうすればいいのだというようにいい見本ができるといいなと思います。

○西山会長 57ページの一番下のオの地域景観まちづくり団体など、いろいろな言葉がたくさん出てくるので、我々もこの中にある言葉を確認しながらと思っておりますが、これは、つくることが義務ではなくて、つくることができるものですね。つくったら、その団体は行政と手を組んでいろいろなことを展開できる、発案する団体にもなれる、提案団体にもなれるということですね。それについて斉藤委員から、ぜひこういうもののモデルとしてできるといいねということで、それについて見込みを聞かれたということです。

先ほど、石井委員から、地域の人にはなかなかとありましたが、いかがですか。

○石井委員 これをぜひ成功していただいて、ほかの町内会レベルの取り組みにさせていただきたいなと思います。逆に道路の花壇ますの草をいじってはだめだという感覚の市民が多いことに私はビックリしていますので、その辺のところから市民に啓発してほしいと思っております。

○西山会長 ここは本当に大事なところで、一つ、二つと生まれてくると連動していくことがあると思います。大変重要なご指摘だと思います。

ほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○西山会長 それでは、あと二つありますので、引き続き事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） それでは、議事資料2の西15丁目電停周辺地区景観まちづくり指針についてご説明したいと思います。

この指針の仕組みについてですが、今ご説明しましたロープウェイ入口電停周辺地区と同じようなつくりになっておりますので、重複する部分についての説明は省かせていただきます。

では、変更した部分を重点的にご説明していきたいと思います。

では、議事資料2、西15丁目電停周辺地区景観まちづくり指針の8ページ目をご覧ください。

8ページ目には、景観まちづくり推進区域内のみどりに関する事項について、景観形成の基準を載せております。緑色のマーカーを引いているところにつきましては、一旦、地域への素案として意見募集をかけたところには、既存のみどりもできる限り保全しようとして掲載しておりましたが、で老木とか倒壊しそうな樹木に対しては安全面での視点も必要であるというご意見をいただきまして、そこは非常に重要な観点でございますので、文言を追加しております。

その下の景観誘導区域に関する事項の赤枠で囲ってあるイラストについてですが、こちらは基準としては街路樹などの周辺のみどりも意識して緑化していきましようとしておりましたが、前回お示したイラストでは、街路樹の部分が前面に出ておまして、物としてわかりにくい部分がありましたので、歩道側と民地側の境界をわかりやすいように事務局側で変更しております。

1枚めくっていただきまして9ページ目です。

地域への意見募集において、プランターを置くことにつきまして、車椅子利用者などへの配慮についての記載も必要ではないかというご意見をいただきましたので、利用者動線に配慮した設置位置としましようという文言を追加しております。

次に10ページです。

右下の建築物の附帯設備の修景に関して、設備などをただ柵や植栽などで覆うだけでは安全性上危険ではないかというご指摘がありましたので、安全性にした配慮した修景としましようという文言を追加しております。

1枚めくって、11ページの左下です。

前回の審議会でご報告をしましたが、この地域は電停周辺の路上での駐輪が多いという問題もあり、地域の方々の関心が高いため、厳しい制限はできないのですが、基準として地域の意思を示すということで、駐輪場について基準を設けておりましたが、駐輪場が有効に使用されるように設置場所についても配慮が必要ではないかというご意見をいただきまして、特に地域の方々も気にしている部分ではありますので、その旨を追加しております。

1枚めくっていただきまして、14ページです。

夜間景観の創出について、省エネルギーに配慮した屋外照明の設置についてご意見がありましたので、その旨を記載しております。

さらにもう1枚めくっていただきまして、16ページの広告物等に関する基準についてです。

先ほどご説明しました配色について追加したことに加えまして、意見募集においてカラーユニバーサルに対する配慮についてご意見をいただいておりますので、それを反映しております。

最後に、20ページです。

昨年度の審議会におきまして、景観誘導区域内に含まれている西屯田通商店街につきまして、西15丁目の地域全体を考えたときに、そこに足を運んでもらうための魅力や仕掛けが必要でして、そこへの動線も含めてアプローチの方法についてご意見をいただいております。実際、地域としても大切に思っているところでした、商店街の名前を入れて、まずは地域全体でイメージを共有できるようなものとしております。

最後に、西15丁目電停周辺地区景観まちづくり指針についてですが、前回の審議会の中でこの地区の選定の背景や理由などが読み取れないというご意見をいただいております。そちらにつきましては、今後、資料編のようなものを作成して発信していきたいと考えております。

○西山会長 ありがとうございます。

これにつきましても、ご意見、ご質問をお願いします。

○沼田委員 前回、私から、この地域は思い入れがあるので対象区域として資料館を含めたほうがいいのではないかと伝えたいと思いますが、それが今回ここには反映されていません。

資料館を入れる意味がまだ伝わっていないと思うのですが、意見募集の結果というのは、地域懇談会の意見でしょうか。それとも、ここの意見も含まれているのでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 意見募集の結果につきましては、景観まちづくり推進区域内の全住戸に意見募集をさせていただいており、その結果となっております。

○沼田委員 積雪時の対応が非常に後手になる地域で、冬の景観について配慮が必要だということを伝えております。

資料館をなぜ入れるかということ、冬景色が非常によく、シンボリックな存在になるという意味があります。それは、札幌市民ばかりではなく、ほかの都市から来た方にも年間を通して非常にいい都市シンボルになり得るものがあります。ここの地域に住んでいる方は、古くから住んでいらっしゃる方がいて、冬季の生活視点を重視している方が多くいらっしゃいます。西屯田の衰退についても、その地域の人には十分理解していても、なぜこうなっていくのか、まちが変わるという意識が全くと言っていいほど現実味を帯びていません。現実味を実感していただくにはシンボリックなところが必要と考えます。地域市民が足を

運ぶ場所として資料館の裏の「カッコウの森」を前回伝えました。そういう場所を包括的に含めることによって、まちの形成が活性化するのではないかと思います。

まだ調整段階であればご検討願いたいと思います。資料館が別な地域のビジョンに入っていて、今回の対象区域に入れないということであれば結構ですが、ちょっと残念だと感じております。

それから、この提案からはある程度のビジョンはわかるのですが、結果どうなったのかが重要と考えます。例えば、半年、1年でどうなったのかということを確認できるようにしていただきたいと思います。

再度、プランニングの修正をしたほうがよろしいかと思います。

○西山会長 資料館の話は、前回ご意見をいただいたことに対して検討されたことで、ご説明できることがあればお願いします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 前回、資料館も含めて、札幌医科大学も近くにありますので、その部分もどうかというご指摘を確かにいただいております。この指針を進めるに当たりお声かけをしていた町内会というのが、今、範囲で示されている範囲であります。ほかの資料館が含まれている町内会の方々にご説明しておりません。

ただ、この指針については、これからどんどん対象区域を拡大していくことも可能ですので、新たに資料館を含めた地域で指針をつくっていくのか、この指針の中に含めていくのかということも含めて、地域の方々とお話し合いをさせていただいて、今後、取り組むこと、もしくは新しく作ることは検討していきたいと考えております。

○沼田委員 ということは、この地域以外の方が取り組むことはなかなかできないということですね。つまり、この指針というのは、地域限定型なので、そこに在住している方ではないと実際の変わっていくことに対する意見が言えないと思います。他地域に住んでいる人が、ここはすてきだなと思ってこのようにしてほしいというのは、私が市民委員で、この場で話をする以外は手だてがないということでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） ほかの地区に住んでいる方々の意見ということでは、この指針を作るときに実際にこの地区にお住まいの方々に相談した上で、そこにお住まいの方々も含めてこの指針に組み込むことも考えられますし……。

○沼田委員 私から資料館について組み入れてはいかがでしょうかと言ったのは、私が地域住人であるからです。

しかしながら、町内会のレベルでは、景観の枠組みに資料館について意見が求められた場面はありませんでした。

○石塚委員 初めての委員なので、今までの議論の経緯や住民主体での景観づくりの取り組みの考え方について理解を進めるためにご質問させていただきたいのですが、この地区指定の制度は、ほかに景観重点地区などの地区指定と並列してある仕組みだと思うのですが、指定区域は重複しても構わないという認識ですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） そうです。

○西山会長 重点地区との重複ですね。

○事務局（景観まちづくり担当係長） それは、制度上は可能だと思います。

○石塚委員 それは、基準はどちらが優先されるのか。それぞれに基準がありますね。今、議論になった資料館については、大通地区の景観重点地区に指定されていて、そこではこういう方針のもとに、こういうルール、基準で景観誘導をしていこうということが既に定められています。それに対して、西15丁目電停周辺地区というエリアの中で、資料館地区についても重複して網かけをして、そこでは住民の人たちはこういう景観の考え方で、こういうルールで景観誘導していきたいということをダブルでかけていっても構わないのでしょうか。

○西山会長 76ページに、今、石塚委員からもご指摘のあった従来からある大通地区景観計画重点区域が既にある、これとこの地域はくっついていますね。重なってはいないですが、既にくっついていて、沼田委員がおっしゃっているという意味では、既にこちら側の地区に入っているということ客観的な事実として理解した上で……。

○石塚委員 そうです。その上で、今、拡大もあり得るという話だったので、その部分は重複網かけになってくると思うのですが、それは趣旨が違うから大丈夫だということなのでしょう。二重基準が発生するような気がするのです。その辺は、住民主体の地区指定であっても、切り分けたほうがすっきりする気がするのですが、そこら辺の整理はいかがだったのですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 制度上、景観まちづくり指針の区域と景観計画重点区域が重複することは可能ですが、それぞれの基準の中のどちらが上でどちらが下だということはありませんので、それぞれの基準に合致した行為を行っていただくこととなります。もし資料館周辺も景観まちづくり推進区域という形で今後も含めて検討していきますと、大通地区の景観計画重点区域における景観形成基準と景観まちづくり推進区域の中の基準をそれぞれ相反することがないような基準で考えていく必要があると思います。

○沼田委員 確かに、行政的には分けたほうが楽だと思うのです。市民レベルとすれば、ここを分けるというよりも、大通というのとはもともと方針の中に入ってきているので、サブ地域というか、連携できるポイントがここにあるのだというものがあれば、地域の推進が一層進むのではないかと思います。ましてや、地域に住んでいる方は、こちら側地域と大通地区云々という差別化は全くと言っていいほど意識していません。意識していない一方で、これはうちの地域だけの話だと思ってしまいます。そうではなく、まち全体が変わるために自分たちの住む地域の位置づけはこういうふうになり、隣接する大通地区がどのように関わっているのかを認識する必要があります。そういうものが一つ一つ重なって地域が連携され、最終的に都市全体がどのような構想に繋がっていくのかということ意識していけるのではないのでしょうか。ひとりの地域住民が担い手として自覚することで、景観はより向上すると思うのです。先ほど来言いましたように、この地域は生活を現実的に見ている方が多いので、これは二の次、三の次と思われる方がいて、そういう人たち

の心をどのようにつなぎとめて改革していくかが重要になってくるモデル地域になります。したがって、隣接する地区の方とも連携をとれるような仕組みづくりがより効果を増すのではないかと思います。その辺にご配慮いただければと思います。

○西山会長 改めて、54ページ、55ページにある地域ごとの景観まちづくりは、55ページの黄色く囲ってある黒いポツの下に地域住民等が主体的にかかわる景観まちづくりの取組を推進するということですので、一般的には町内会といったコミュニティ単位が重要になります。一方で、76ページ、77ページにある重点区域地区は、明らかに道路の中心線から何メートルということによってコミュニティとは関係なくて、景観的な空間的な範囲を示して、要は民間事業者が建てる建物をコントロールするということが明確にあるのです。ですから、この二つの指針というのは、ある意味ぶつかるというよりも、もともと設けられているコンセプト、地区指定の意味が違うのです。

ここからは私の意見ですが、大通の資料館を含むコミュニティが当然あるわけですね。隣組といいますか、町内会ですね。その町内会がその町内会として別途まちづくりの指針をつくっていくことは何の問題もないと思います。そうでないとおかしいと思うのです。重点地区に配慮されて、残りのところだけでやりなさいということはあり得ないと思います。ただ、今、ここでやっている西15丁目電停周辺というコミュニティで今始まってやっているこの線引きが正しかったかどうか、このコミュニティの組み合わせが正しかったかどうかは議論の余地があると思います。そういう意味で、施設を入れる入れないという話は54ページ、55ページのまちづくり指針とは相入れないところがあって、その辺で整理したらいいと思います。

沼田委員、いかがですか。

○沼田委員 了解しました。

○西山会長 石塚委員、いかがですか。

○石塚委員 確かに、コミュニティが自分たちの景観をどのように守り育てていくかということを決めることができるという意味での地区指定の新しい仕組みはわかるのですが、形式的な話になるかもしれませんけれども、それにしても、この地区は届出を義務づけているので、同じ地区に二重の届出をしなければいけないという制度設計はどうなのかと思います。自主的な景観ルールだけだったらいいのですけれど、事業者にも届出を求めている、その届出に対しては、このルールに沿っていなければ市が助言をするという仕組みです。重点地区でも同じような届出をさせるということで、届出が同じ地区に2通出されることになると思うのです。そこら辺は、個人的な感想ですが、余りきれいな感じはしないということです。

○西山会長 今、現実的に起きることを考えたときに、事業者側の立場で考えると、幾つも幾つも重なってというイメージはあるかもしれません。これは、景観行政自体の発展段階の中で、重点地区的な、規制するという考え方と、まちづくりを支援していくとか、建築協定とか緑化協定などいろいろあった新しい形ですね。ですから、この辺の制

度的な整理というのは、今、石塚委員がおっしゃったことは一つの感覚としてあるということは大いに理解できます。これは、事務局のほうでそういうあり方がどうなのかということと、もし必要だったら届出のし手続とか、基準の重複に関してどのように整理するかということをも新たな課題として考える必要があると思います。

○事務局（景観係長） 石塚委員の今おっしゃった重複系の話でいけば、例えば全市的にかかっている景観区域の大規模な届出と、重点区域ですね。今は法律に基づいた形でそれぞれの整理もされていますが、それ以前の自主条例時代からも重点区域と全市的な届出制度というのは、ある意味、ダブルでかかっていた部分です。

とはいえ、そこは我々行政サイドの仕組みづくりなり整理の仕方の部分もあろうかと思うのですが、一方の届出で済むような整理をしてきたところもあります。これが、そのまま一つの届出でいいのということになるかどうかは、今、各委員がおっしゃったコミュニティから来る制度と全市的な観点で言うところのみんなで大事にしていこうという観点との整合性を図らないと言えないところですが、仕組みとしては検討することはできると思いますので、必ずしも重複がだめかということはないと思っているので、そこは整理していかなければいけないところでしょうか。

○西山会長 実際、運用上、届出が重複して幾つもあるのはおかしいし、実際、景観計画区域と重点区域は明らかに規制がきつい形になっているので、重点地区の届出が景観計画区域としての届出を全て網羅しているわけです。しかし、今回は視点が違う、アプローチが違う届出というか、景観づくりなので、少し混乱といいますか、十分想定できます。ですから、一つのアイデアとして石塚委員がおっしゃった協定的な、届出行為ではない別の部分でですね。

○石塚委員 例えば、資料館のところに地域の方々が花植えをしたいとかお世話をしたいというのはウエルカムなので、それはやっていただくという範囲に入れていいと思います。それと事業者の建築行為に対する規制というのは別の意味ということです。

○西山会長 そういうことも一つのアイデアとしていただいていますので、その辺の整理をして、次回以降に教えてください。どうもありがとうございました。

ほかにございませんか。

○廣川委員 これは中央区と南区ですね。現実的には、今、言った花壇の話になると、区が一番近いですね。鉄塔を建てるというのは本庁にとか、その分け方は役所同士の人たちはよくわかっているけれども、そのほかの人たちは、窓口はどちらになるのかわからないのです。何でもそうですが、役所もあちこちでやっているのです。ですから、どこに行っているのかという事例が多岐にわたります。ですから、花壇をやるというのならわかりやすいのです。そういうときは、今後、どうするのですか。今までもやっていると思うのです。極端なことを言うと区の権限は何かあるのかと聞いているのです。

○事務局（景観係長） 今、景観まちづくり指針ができて届出制度が新たに加わってということで、一方では区では花壇づくりの支援をしていたりいろいろな届出があるけれども、

その辺のすみ分けですね。

○廣川委員 迷惑をかけているのです。この部局は、都市計画部まちづくり政策局はここだから、区にはないでしょう。受け皿としてはあるけれども、実効性としてはこちらになるということです。でも、身近なものは看板とかそういうものは区が一番近いわけです。意見がある人たちは近所の人だから、そういう面での吸い上げというのは、どうしても無理がかかってPRでも何でもそうだけれども、行き渡らないというのはよくわかるのです。全市全体でやっているのだから、乖離があるのです。

○西山会長 地元との協議の取り組みに区の方は全く関わらないのですか。

○事務局（景観係長） 関わっております。そこは、ワーキングなり何なりをやるときには一緒になって検討していくところです。

○西山会長 区の方も市の職員だから、市の職員としては同じ意識でやれるでしょうけれども、あるときは、区の住民の方々に対することを自分がやっているのか、市としてやっているのかということはある程度意識できないと、地元の方からすると、あなた区の職員だからここにいるのか、それとも市の職員としてしているのか、そういうもどかしさとかわかりにくさがあるというご意見だと思います。

○廣川委員 中央区は区役所ががらっと変わるのですから、この中の話が今度は入ってくるのですね。11丁目、15丁目、北小学校、ロープウェイと全部ラインとしてはつながっていくのです。ですから、今の区役所をどうするか、もうある程度の案はあるのだけれども、あそこら辺の11丁目を基盤した石山から南のところですね。そこがこれから大きく変わってくるのだろうと思います。

○事務局（景観係長） 今の事柄に関して言いますと、同じ事柄なのに一方では区と話していて、その事柄の途中から何か別の部署が入ってきて何か同じ話をしているのではないかとということと理解しましたので、その辺は、本当に市の内部の区とか本庁の役割の中で、こちらの内部の意思疎通を図って、お互い知らないで別々に同じことをやるということがないようにしなければいけないということは気をつけていきたいと思っています。

○西山会長 今までは、景観行政は許認可だけでよかったのですが、草の根といいますか、活動的なことに入ってくるとそういうことが一層起きてくるのです。いいことではあるのですが、そこでまた生じている問題もあるということですね。

○廣川委員 これ以上は言わないです。

○西山会長 そういうことに大いに気をつけながら進めていきましょう。

時間が迫ってきましたので、最後に定山溪の件に移りましょう。ご説明をお願いします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 最後に、議事資料3、定山溪地区景観まちづくり指針についてでございます。

1枚めくって目次になります。黄色いマーカーで塗っている4の区域等の指定の考え方についてですが、前回資料より規定の考え方について具体的に記載しておりますので、こちらについては後ほどご説明させていただきます。

下に移っていただきまして、1 ページ目の赤枠の部分です。構想の位置づけについてですが、定山溪での景観まちづくりの取り組みというのは、観光部局になるのですが、そことのつながりがわかりにくいというご指摘をいただいております。確かに、前回の指針の中でのそのつながりが丁寧に描かれていなかったところがありますので、今回の指針の中ではイラストでわかりやすく示しております。

1 枚めくっていただきまして3 ページ目の図ですが、こちらについては、区域等の変更はありませんが、景観まちづくり推進区域の範囲が前回わかりにくかったので、少しわかりやすいようにイラストを変更しております。

続きまして、6 ページ目の4 番の区域等の指定の考え方です。

前回の審議会の中で、景観まちづくり推進区域と景観誘導区域の解説につきまして、この地区の中心に豊平川が流れているということで、そこにかかる橋からの眺望が大事だという地域からの意見も多くいただいておりますので、それら橋から見渡せる範囲を一度調査しまして、そこが包括できるエリアをオレンジ色で塗らせていただいております。そういったところを前回の審議会でご説明しましたが、指針の中で十分反映できなかったのもので、そのあたりを前回資料よりもう少し詳細に記載しております。

続きまして、8 ページ目になります。

このページは、変更点は特にございません。この地区の特徴としては、景観誘導区域の他に、指定路線及び眺望点を定めており、指定路線は定山溪の地区への主要なアクセス道路である国道230号や温泉街の中心部を通る主要な道路である定山溪中央線という道路があるのですが、この周辺は地域からより重視して景観をよくしていきたいという考えのもとに指定路線ということで指定しております。眺望点につきましても、地域の意見として、豊平川にかかる橋から定山溪らしい景観を堪能できる眺望点を守っていきたいということもあり、ここで設定しております。

下の9 ページです。

眺望点につきましては、一部歩道のない橋があるというご意見をいただいておりますので、その旨の文言を追加しております。

12 ページ目の5の景観形成の基準です。

さらに1 枚めくっていただきまして、みどりについての景観誘導区域内の基準についてですが、前回の審議会ですらプランターなどを設置する場合も素材や色について配慮すべきであるというご意見をいただいております。解説にはその旨を記載しておりましたが、確かに一見するとわかりにくい表現となっておりましたので、指針を手にとってぱっと見たときにわかりやすい表現となるよう、まずはイラストで表現しております。

次に、5 枚めくっていただきまして、25 ページの駐車場に関する基準です。

駐車場の基準は、定山溪特有の基準になっており、温泉やホテルなどに付随する砂利敷きの駐車場などがあつた場合に温泉街の景観を分断してしまうという地域からの意見が多く、この項目も設けておりますが、立体駐車場など、建築物に該当するものもあるため建

築物として該当するものの基準についても適合させる必要があるということを追加しております。

最後に、33ページの7番です。

みんなで取り組む景観まちづくり活動につきましては、これからの定山溪を担っていく小・中学生も含めて景観を考えてほしいというご意見を意見募集の段階でいただいております。当初、表現として地域住民等という表現を使用していたのですが、一応、小・中学生も含めてはいましたが、わかりにくい部分でございましたので、さまざまな主体がこの活動に携わっていくことが明確になるように地域住民等はもとより事業者や小・中学校などが一体となり主体的に取り組むという表現に変更しております。

併せまして、この地域の小・中学校の植生の調査や保全活動、また、町内会と共同でゴミ拾いや花植え活動などを行っておりますので、それらの活動を位置づけるため、景観まちづくり活動の一例として7番の緑の保全・創出活動を追加しております。

議事資料3、定山溪地区景観まちづくり指針については以上となります。

○西山会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○廣川委員 24ページの関連で駐車場のことがあります、この地区に附置義務はあるのですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 条例で定められております。

○廣川委員 現実はどうなっているのですか。空地や敷地が十分あるから、駐車場の拡張などは関係ないのかどうかを聞いたかったのです。満室のときに、観光客が多いときに車を置ける場所は十二分に満たされているのか、空き地があるのかということを知っています。土地は幾らでもあると思いますが、歩かないとだめだと思います。

わからなかったら後でもいいので、調べてください。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 今、詳細な数値を持ち合わせておりません。

○廣川委員 それより一番大事だと思うのですが、耐震はどうなっているのですか。部局はおたくのはずですが、旅館の耐震化というのは年末までに札幌市も発表になるのですか。耐震の数値を発表するのを遅らせてくれとみんな言っているのです。定山溪は、景観条例以前の話です。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 耐震については、私たちの部署で管轄しているわけではないですが、一旦、法律では耐震基準結果を公表することになっておりますので、今、関係部局でそれらの数値を整理しており、それらができ次第、公開する予定であると聞いております。

○廣川委員 それは知っているよ。それによって設備投資ができないから廃業に追い込まれるところがあるから大変だということです。景観も大事な話ですが、国の制度と札幌市の景観は違うのはわかります。

この事務局の部局に何ら関係ないことを言っているのですが、このエリアにあるという

ことは同じことではないですか。

○事務局（景観係長） どうしても行政で部局が違うところでお話できることの限界があるので、今のお話について責任を持った回答ができません。ご了承いただければと思います。

○廣川委員 発表することは知っているのです。それはしようがないです。余計なことでした。すみません。

○西山会長 周辺情報としては気になるところではあります。

ほかにございませんか。

○岡本委員 アンケートやヒアリングをしましたということが西15丁目にも書いてあったのですが、どのくらいまいて、どのくらい返ってきたのかという様子がわからないのです。本当に地域の皆さんのご意見が反映されたものなのか、ただアリのバイ的にやられてしまっていて、アンケート、ヒアリングをしましたと書いておけばみんなうなずくだろうという形なのか、実際に気になっています。その辺がわかれば教えていただきたいと思います。

もう一つは、このまちづくり指針は、最終的にはどういう形になるのですか。全市的にまるでパッチワークが広がるように、全体の町内会、隣接町内会は全部取り組むというスタイルを目指しているのか。余り意識が高くて、特徴もないところは置いていかれる感じではしようがないと考えているのか、その辺のビジョンがあればお聞かせいただきたいと思います。

○西山会長 前者と後者を分けてと思いますが、前者はどうですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） アンケート結果についてですが、定山溪地区におきましては、景観誘導区域内でのアンケート調査を行っています。全部で454世帯にお配りしており、54世帯から回答がありました。その後、景観誘導区域内における事業者へのヒアリングを行いまして、再度、景観まちづくり推進区域全体で意見募集を行っております。全体としては876部配っておりますが、返信があったのは8人の23件からということで、数としては非常に少ないですけれども、この地区においては実際に検討部会を開きまして、その中に連合町内会の方やホテルの事業者など、一般の事業者に入っていた上でこの指針を策定し、さらに地域の方にお配りしているところですので、その方々の意見が含まれてお配りしているということもあったので、そういうところで返信が少なかったのかなと思いますし、数字的には少なかったということもあります。また、定山溪地区にお住まいの方々にはホテルの従業員の方が非常に多く、こういったことが数としては少なくなってしまったと思っております。

今後、こういうところを改善して行って、どのような方法がいいのかということも、今の方法だけにとらわれることなく、新しい地区で指針の取組を行う場合は方法を見直していきたいと考えております。

○西山会長 その点、岡本委員、いかがですか。

○岡本委員 地域特性もあると思うのです。特に定山溪だと温泉事業者の声を聞いているほうが重要だと思うので、その場所、その場所にどういう人たちが多く住まわれているのかということにも配慮した上でご意見を頂戴する場のつくり方を適宜変えていきたいというご意見だったと思うので、今後、もし可能であればぜひやっていただきたいと思います。

○西山会長 僕らもアリバイでやってもだめだと言うのですが、少しでもいい形でということで今後も改善していくということです。ただ、現時点でできることとして、ワークショップ的なこともやっているということです。

後半の話は、私も同じようなことを思っております。本書の70ページに立地適正化計画と去年から何度かここでも話題になったことですが、今から人口が減っていく中で、今、拡大した市街地が今後も満たされていく、あるいは拡大していくことは考えられないわけで、札幌市自体として選択と集中をどうするのか、大きな景観だけにはとどまらない大きな都市政策上の課題が一つありますね。

これは一委員としての意見ですが、この景観まちづくりを住民主体でやっていくというのは、そういう中で生き残っていくというより、うちは頑張るぞという意思表示の一つとして市としては歓迎していくということです。市が全部のエリアを全てドイツの地区計画のようにつくるという問題とは違うと思います。ただ、できるだけいろいろな地域が、多様な性格を持った地域が、その特性を生かしたまちづくりの指針をつくって、みずからの努力と行政の手助けとコラボレーションでやっていくという壮大な、何年かかってどういう結果が出るかわからないプロセスだと私は思っております。ですから、極端に言えば、全部をやるのか、全てがモザイクのように埋まっていくような、市街化区域に用途地域をかけるような話にはならないでしょうね。そう思いながら、重要なお意見と思いつつも、委員としてコメントさせていただくと、そのように感じておりました。

事務局から何かありますか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 現在、トータル何地区で景観まちづくり指針を定めていこうかという明確な数字は持ち合わせていないのですが、この景観まちづくり指針自体は地域にお住まいの方々の発意によって指針を定めていこうというものになっておりますので、まずはやってみたいという市民の方々には積極的にこちらもお手伝いしていきたいと考えておりますし、それらの情報が行き渡っていない地域もありますので、そこら辺については、こういった取組をやっていて、どうですかということはあるべく情報発信をしていきたいと考えております。

先ほど西山会長がおっしゃられた都市機能誘導区域の話ですが、こちらにつきましても、都市計画部が扱っておりますので、そういった部分と最終的には景観まちづくり指針という形にはならないかもしれませんが、関係部局と連携してまちなかを開発していくときに、景観の部分についても景観まちづくり指針と同様な基準を設けて、よい景観形成に向けて取り組みができればと考えております。

○西山会長 今後、自発的に提案してくる地区に対して真摯に対応していくということで

すね。いかにもそういうことができそうな場所もあれば、ある意味、個性とは言わなですが、そういう指針を立てづらいつころがあると思いますが、地元の方がぜひともやりたいという声が上がってきたときには、場所を選ばず、市としては真摯に対応していくということを、もし皆さんが異論なければ、我々審議会としてはぜひそうしてくださいと事務局にもお願いしたいと思っております。

この点については、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○西山会長 予定の時間を過ぎておりますが、まだ発言していない委員の方もいらっしゃいますので、何か最後におっしゃりたいことがございましたらどうぞ。

○奈良委員 私も札幌市民ですが、私の町内会で、雪のない季節に、3回、4回くらい、町内会の大掃除があります。みんなが出てきて道路や公園を掃除するのですが、その話を札幌市のどこかの方としましたら、そんなことをやっているのかと言われたことがあります。みんな当たり前のようにやっていると思っていたことが、そうでもないということがわかりました。

参考資料1の6ページの37、38で、もっと掃除をしたほうがいい、誰かにやってほしいという意見があつて、ここの町内会は大掃除をしていないのかと思ったのです。町内会ごとの大掃除というのは、私のところがたまたまやっているだけで、ほかはやっていないのかと思ったのです。そこからスタートすると、他人ごとではなく、まずは自分の家の周りからできるのかなと思いました。

○西山会長 美化活動について、何か把握されていますか。

今おっしゃったようなことも少し考えていきましょう。ありがとうございました。

ほかはよろしいでしょうか。

○早川委員 景観計画を読んでいまして、景観教育は子どもだけではなく、私は北海道建築士会の情報委員なので、皆さんに案内をさせていただきたいと思えます。

これからの活動と、これまでの活動で、景観のバスツアー、札幌市の景観を見て歩くということを、建築士会のまちづくり委員会でやっております。これは、私たちが勉強するために考えたものですが、実は一般市民の方が半分ぐらい参加されて、こういうプログラムに興味があればということで持ってきました。

これは、報告書になっていますので、読んでいただければと思います。ご紹介でした。

○西山会長 今、配っていただいているのがそうなのですね。

○早川委員 そうです。後でゆっくり読んでいただければと思います。

○八木委員 前回の会議に出席できませんでしたので、こちらの最終案につきましては了承したものとして、追加で申し上げたいことがあります。

一つは、「こういったことを地域住民にやってください」ということにプラスして、これのできたところ、すばらしいところは表彰するとか、それをたたえるなり、地域の方々積極的にやりたがるインセンティブになる方法を考えていただきたいと思えます。

もう一つは、先ほどポスターの例も拝見しての感想です。この事業にPRの予算がないのは重々承知していますが、予算がないからと言って、その場でパソコンもあるからと内部でつくってしまうのではなくて、私はメディアの仕事をしていますので、審議会の場以外でもポスターのデザインやキャッチコピーなどいろいろなお相談にいつでも乗りたいと思っております。本件以外の話になってしまいましたが、よろしくお願ひします。

○西山会長 大変心強いお話をいただきましたが、予算がないのですね。

冒頭にお話があったように、規制は規制で大切ですが、啓発が非常に重要だと思いますので、両にらみで願ひします。

○沼田委員 定山溪の話で、860部ぐらい配付して、8部しか返信がなかったということです。これは、その地域の人は通いの人たちが多く、住んでいらっしゃる方がいないので、できれば従業員の方もこの中に入れてはいかかかと思ひます。そうすることで、回収率は向上するかと思ひます。

○西山会長 それは実情に即してということで、私もそう思ひます。

○渡部委員 今さらで申しわけないのですが、みどりに関する事項はたくさんあるのですが、冬が長い北海道、札幌ですから、雪に関する注意事項が一言あってもいいと思ひました。

○西山会長 まちづくり指針にですね。

○渡部委員 特に定山溪は観光地ですし、温泉に来る人は冬も来るので、雪に関する事項があってもいいと思ひました。

○西山会長 冬のこと、雪のことに関しては何かあるのですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 雪に関する事項は、基準の中には落とし込めていないのですが、活動として雪を使ったイベントをやりたいという地域としての思いがありますので、そういうところで受けとめていければ思ひます。さらに、これから指針を実際に運用していく中で、雪に関する事項についてももう少し詳細な基準等を設けたほうがいいというお話があれば、それらについてはどんどん対応して、この指針自体を変更して、もっと広げていきたいという思いはあります。

○西山会長 ありがとうございます。

最後の締めが曖昧になってしまいましたが、議事事項の景観まちづくり指針について、この三つの地区について協議いただきましたけれども、この案をもって進めていただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○西山会長 どうもありがとうございます。

それでは、時間が過ぎてしまいましたけれども、私の進行はこれで終わらせていただきまして、事務局にお返しします。

○事務局（地域計画課長） 長時間にわたるご審議を大変ありがとうございました。

議事録については、皆様に内容のご確認をいただいた上でホームページで公開となります。

す。また、委員の皆様には郵送させていただきますので、よろしくお願いいたします。  
次回の審議会は、日程調整の上、改めてご案内させていただきたいと思ひます。

#### 8. 閉 会

○事務局（地域計画課長） それでは、以上をもちまして、平成29年度第1回札幌市景観審議会を閉会させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上

平成29年度第1回札幌市景観審議会出席者

委員（14名出席）

石塚 雅明	(株) 石塚計画デザイン事務所 代表取締役
梅木あゆみ	(有) コテージガーデン 代表取締役
岡本 浩一	北海学園大学工学部 教授
小澤 丈夫	北海道大学大学院工学研究院 教授
斉藤 浩二	(株) キタバ・ランドスケープ 代表取締役
奈良 顕子	(有) 奈良建築環境設計室 室長
西山 徳明	北海道大学観光学高等研究センター 教授
早川 陽子	(一社) 北海道建築士会 情報委員会 委員長 (早川陽子設計室 主宰)
廣川 雄一	札幌商工会議所 都市まちづくり委員会委員長 ( (株) にしりん、(株) 4丁目プラザ代表取締役社長)
八木由起子	(株) えんれいしゃ 北海道生活 編集長
渡部 純子	公益社団法人日本サインデザイン協会 理事
石井 芳子	市民
田中富美子	市民
沼田 実	市民